

三郷市公企告示第 20 号

配水管布設替（R 8－2）工事について、次のとおり制限付一般競争入札（事後審査型（埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。））ではダイレクト入札という。））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については「三郷市建設工事等電子入札運用基準」及び「三郷市建設工事請負等制限付一般競争入札（事後審査型）試行要綱」の規定によるものとする。

令和 8 年 6 月 12 日

三郷市長 木 津 雅 晟

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 配水管布設替（R 8－2）工事
- (2) 工事場所 三郷市彦倉一丁目地内
- (3) 工 期 契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (4) 工事概要
PEJP φ75:L=370m
- (5) 現場代理人は常駐とする。ただし、「現場代理人に関する常駐規定の緩和について」に定める条件を満たすときは、兼務可とする。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日前日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基

づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(3) 公告日前日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 三郷市建設工事請負等入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第127号）第2条の規定に基づく、令和7・8年度三郷市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、入札に参加することができる者であること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、三郷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成7年告示第24号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(6) 公告日から落札決定までの期間に、三郷市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第135号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(7) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

(8) 公告日前日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

(9) 公告日前日、三郷市内に本店を有し、資格者名簿において「土木工事業」が「A級、B級又はC級」のいずれかに格付けされている者であること。

3 落札者の決定方法

本入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

4 入札手続きの方法

本入札は特に指定するものを除き、資料の提出、届出及び入札を電子入

札システムにより行う。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年6月12日（金） 午前9時から

令和8年6月29日（月） 午後3時まで

（この提出受付期間の終了日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書は無効とする。）

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。なお、提出後すみやかに業務課まで電話《048-952-7101 代表》連絡を行うこと。

（1）受付期間

令和8年6月12日（金） 午前9時から

令和8年6月24日（水） 午後3時まで

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月29日（月）に三郷市ホームページ（水道部メニュー）上で掲示する。質問を提出しなかった場合も確認すること。

8 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、電子入札システム上で案内する。

（1）入札書提出期間

令和8年6月30日（火） 午前9時から

令和8年7月6日（月） 午後3時まで

（2）開札日時

令和8年7月7日（火） 午前10時05分

9 入札金額見積内訳書の提出及び提出方法

入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

1 0 入札参加資格確認書類の提出

予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低価格をもって入札を行った者を第一順位の落札候補者とし、入札参加資格を審査するため落札決定を保留する。第一順位の落札候補者となった者は、入札参加資格確認に必要な資料を、指示された日から起算して原則として2日以内に持参により提出すること。

1 1 入札参加資格の審査

審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として3日以内におこなう。

1 2 落札者決定の通知

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、通知する。

1 3 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。）

1 4 入札保証金

免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

1 5 契約保証金

請負代金額の10分の1以上の額を納付する。ただし、利付国債の提供、又は金融機関（銀行又は市長が確実と認める金融機関）の保証、若しくは保証事業会社の契約保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、三郷市契約規則（昭和40年規則第6号）第17条第3号に規定する免除（履行実績）は適用しないものとする。

1 6 支払条件

(1) 前金払

する。（請負金額の10分の4以内とする。）

(2) 中間前金払

する。（請負金額の10分の2以内とする。）

(3) 部分払

しない。

17 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 初度の入札参加者が1者であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム等で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 電子くじ

第一順位の落札候補者となるべき者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して第一順位の落札候補者を決定する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札金額見積内訳書の提出のない入札及び入札書と大幅に

異なる入札金額見積内訳書が提出された入札

イ 明らかに連合であると認められる入札

ウ 入札に際して、不正を行った者がした入札

エ 入札価格が 0 円の入札

オ 入札参加資格のない者がした入札

カ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

キ 書面による入札をした場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

(ア) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

(イ) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(エ) 金額を訂正した入札書による入札

(オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書による入札

(カ) 入札書を入れた封筒が、封緘及び封印されていない入札

(キ) 入札書が、入札の公告において指定された提出先と異なるところに提出された入札

(ク) 入札書が、入札の公告において指定された期日を過ぎて到達した入札

ク その他入札条件に違反して行われた入札

(7) その他

一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。但し、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合のみ辞退届を受け付けるものとする。

(8) 建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知について

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必

要な情報と併せて通知すること。

1 8 契約条項等

契約条項等は、水道部業務課において閲覧することができる。

1 9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

2 0 その他

三郷市ホームページに掲載されている「三郷市の電子入札について」を確認のうえ入札すること。

2 1 問い合わせ先

水道部 業務課 総務係

電話 0 4 8 - 9 5 2 - 7 1 0 1